



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版

ニュースレターはじめました！



弁護士 15 名(平成 22 年 1 月撮影)

今年7月、山下江法律事務所は、開設15周年を迎えます。このたび、これまで年1回、1月に発行していた事務所報「海路」に加え、法律関連のニュースや当事務所の近況などをお知らせする

ニュースレター“KAIRO BIMONTHLY”(海路隔月版)をお届けさせていただくことに致しました。四季折々のお手紙としてご理解いただき、少しでもお役に立てる情報をご提供できればと思っております。

今年、当事務所は、事務所を増床し、弁護士ならびに秘書を増員し、中四国最大級の弁護士事務所となりました。これからも、「親切的相談」、「適切な解決」をモットーに、皆様のご期待に応えるべく、全力であなたの人生を応援します。

弁護士 ON・OFF 第 1 回

所長弁護士 山下江

「猿の道か？猫の道か？」～お悩み解決法～



私は15年前離婚を経験している。楽天主義の私も、さすがにこのときは悩み自分を責めた。このころ、岩波新書『蓮如』(五木寛之著)を読んだのを皮切りに様々な宗教の本を読んだ。もともと史的唯物論者だった私が宗教の必要性も理解できた瞬間だった。

「猿の道か・・・」は中世インドのヒンドゥー教の論争として、ひろさちや著「親鸞と道元」に出てくる話である。子猿は親猿のおなかにしっかりとしがみついて運んでもらう、これが「自力(禅)」。子猫は母猫に首をくわえて運んでもらう、これが「他力(本願)」。神に救われるのは子猿か子猫か。

自力(子猿)はこの瞬間を精一杯生きよという。

他力(子猫)は過去のことを追わず、未来も願うな(全てを神仏にゆだねよ)という。前者は肯定的表現であり、後者は否定的表現方法をとっているが、私には同じことを言っているように思えた。

イスラム教では、口癖のように「イン・シャー・アッラー」という。その意味は「もし神が望まれるなら・・・」。「イン・シャー・アッラー」と言っておけば、約束した時間に遅れても、神が望んだのだから仕方ないということになる。

キリスト教では、「新約聖書」に「あすのことを思いわずらうな。あすのことは、あす自身が思いわずらうであろう。一日の苦勞は、その日一日だけで十分である。」とある。

世界中、誰しも悩みがある。そして、各宗教は神とする対象は違えど、同じようなお悩み解決法を取っていたのである。



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第1回

今回から企業法務について連載します。会社実務を行う上で必要な基礎的な法律知識を分かりやすく順を追って述べます。

法律は常識を文章化したもの

まず最初に、企業法務に適用される法律は、民法、会社法、手形法・小切手法、製造物責任法、独禁法、下請法、不正競争防止法など様々ありますが、法律は難しいものではないということです。

法律は、人と人、法人と法人などの間において争いになったときの解決の基準を文章化して定めたものです。関係者間においてなるべく公平になるように、皆が納得できるように基準が作られています。法律は、皆が納得できる(あるいは多数の人が納得できる)常識を文章化したものとも言えます。

ですから、常識があれば、法律となっている文章を読まなくても、おおよその結論は見当が付くことになります。法律は決して難しいものではなく、争いを解決するための基準(常識)を文章化したものであり、常識人なら容易に理解できるものであると考えるべきだと思います。

前置きが長くなりましたが、さっそく、会社実務の最初に、契約と文書の意義について、述べます。

契約書がないと契約成立といえないか

否です。契約成立は、当事者間の意思表示の合致により成立します。契約書はそれを証明するもっとも重要な証拠と言えます。すなわち、契約書がなくても、当事者の意思表示が合致していれば、契約は成立することとなります。

例として、100円のパンの売買について述べます。パン屋さんはこのパンを100円で売りまじょうと意思表示しました。購入者は、このパンを100円で買いまじょうと意思表示しました。ここに、両当事者の意思表示が合致したと言えます。これにより、100円のパンの売買契約は成立したことになります。契約書は不要です。

ちなみに、この売買契約が成立したことにより、パン屋さんはそのパンを購入者に引き渡す義務を負うと同時に代金100円を受け取る権利を取得することになります。購入者は、そのパンをパン屋さんから受け取る権利を取得するとともに代金100円を支払う義務を負うことになります。



契約書はなぜ必要か

上記のような100円のパンの売買契約であれば、金額も低額であり、その場ですべてが済んでしまうので、わざわざ契約書を作成する必要はありません。しかし、これがA社がB社に対し、100万円の工作機械を製作してもらうという契約だとならうでしょうか。



A社は、B社に工作機械の製作を頼んだものの、B社がチャンと製作して引き渡してくれるか不安です。また、B社も、A社がチャンと100万円の代金を支払ってくれるか不安です。

後日争いがないようにするためには、キチンとした契約書が必要となるわけです。

すなわち、取引について契約書を作る作らないかは原則自由です(建築工事請負契約のように消費者保護の観点からの例外あり)。しかし、契約書を作るのは次の3つの理由があるからです。

①契約内容を明確にする。

②後日の証拠となる。争いが発展すると最後は裁判になり、裁判は証拠に基づいて勝敗がきまります。真実であっても証拠がないと勝訴できないことがあります。証拠には人証(証人尋問による供述)と書証がありますが、人の記憶はあいまいなことが多く、人証に比して書証の証明力が圧倒的に強いのです。書証の決定打が契約書です。

③ひいては、紛争抑止力となるということです。

事務局コラム 第1回 「楽しみ」

M. M

ミーハー心のある私が、近年覚えた楽しみは、カープの2軍の試合を見に行くことです。

近くで選手を見ることが出来るお得感と、たまに選手と話をしたり写真を撮ったりすることが出来る、幸せ気分が味わえます。

ミーハー故に、ルールを余り知らないのですが、試合も見ずに芝生に寝ころんでお昼寝をしたりすることもあるのですが、それもまたのんびりした休日感を味わえて、良いものです。

2軍の選手が1軍にあがったりすると、1軍の試合を見るときも楽しさ倍増です。

場所が、山口県の由宇で、少し遠いところではありますが、皆さんも是非一度見に行かれてみてはどうですか？



投球練習中の齊藤悠葵投手
(2008/8/10 山口県由宇練習場)



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間：平日 9時～18時

TEL: 0570-008450 / FAX: 0570-008455

電話受付：平日 9時～21時、土曜10時～17時

相談時間：月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL: info@law-yamashita.com メール受付：年中無休24時間対応



法律事情なう

紙上録音 RCC ラジオ「京橋の杜情報局」

5月27日放送「貸金業法の改正について」

♪放送の様子は、山下江のブログ「なやみよま
るく」の「ラジオ生出演」をご参照ください♪

兼永: 山下江先生、今回、改正された貸金業法が施行されるということなんですが、どのように変わるんですか？

山下: 今回の改正のポイントは3点。

まず1点目は、テレビ CM など、貸金業者への規制の強化です。

2点目は、いわゆる「総量規制」と呼ばれるもので、年収の3分の1を超える借入が、原則禁止になることです。

そして3点目は、現在の出資法の上限金利29.2%を20%に引き下げ、いわゆる「グレーゾーン金利」を撤廃するといった改正になっています。

兼永: 今ご紹介いただきましたポイントの中の「総量規制」というものが、今後、借入をお考えの方にとっては、大きく影響してきそうですね。これは、年収の3分の1以上は、借入ができない！ということなんですか？

山下: そうですね。1社50万円又は総借入残高100万円を超えて借入する場合は、年収を証明する源泉徴収票などの資料を提出しなければなりません。また、それに満たない場合は、自己申告になるわけですが、いずれにしろ貸金業者は、借入れしようとする人の返済能力を調査して、借入残高が年収の3分の1を超えるような借入はできなくなる、ということです。

兼永: 高額な借入…というと、住宅ローンが思い浮かぶのですが、住宅ローンは、ほとんどの人が

年収の3分の1以上に…なりますよね？

山下: 安心してください。住宅ローンは、総量規制の対象外となっています。住宅ローン以外でよく質問があるのが自動車ローンなんですが、この場合、自動車を担保にしてローンを組む場合は対象外です。しかし、一般的な借入をして、それを自動車購入資金に充てるような場合は3分の1の総量規制の対象となりますので、注意が必要です。

兼永: 収入のない専業主婦の場合はどうなのでしょう？借入ができなくなってしまうんですか？

山下: 専業主婦が貸金業者から借り入れする場合は、配偶者の年収が基準となります。そして、夫婦であることを証明する書類や借入についての夫の同意書が必要となります。

兼永: 改正は6月18日からということですが、すでに貸金業者から借入がある方で気をつけておいた方がいいということ、ありますか？

山下: すでに総量規制の基準を上回った借入残高がある方は、これ以上、貸金業者から借り入れることができなくなります。その時に備えて、現在残っている債務の整理を早急に行われることをお勧めします。(以下、略)



生放送中のアナウンサー兼永みのりと山下江
(5月27日 RCC 文化センター)